

鳥取市鳥取県民生児童委員協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市鳥取県民生児童委員協議会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は鳥取県民生児童委員協議会（以下「県民児協」という。）の活動を育成・支援し、もって民生委員・児童委員の活動の進展を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、県民児協とする。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 県民児協の活動を強化することによって、民生委員・児童委員の活動の活性化を図る事業

ア 県民児協の役員等の各種大会、研究協議会等への出席

イ 研修会及び大会の開催

ウ 調査研究の実施

エ 民生委員・児童委員の活動資料の収集、作成及び配布

オ 全国民生委員互助共励事業運営要綱（平成11年10月29日付け全国社会福祉協議会長通知）に基づき実施する事業（同要綱第4項第1号及び第6項第1号の規定に基づき実施する事業を除く。）について、民生委員・児童委員が納入する会費の一部に対する助成

(2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された地区民生委員協議会（以下「単位民児協」という。）が行う事業（以下「間接補助事業」という。）のうち、県民児協が定める指定民生委員協議会指定要領に基づきモデル活動地区に指定した単位民児協への助成。ただし、当該間接補助事業に要する経費の額以上の間接補助金を交付する事業に限る。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、前条第1号に掲げる事業に要する経費及び間接補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額の範囲内において、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、毎年6月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行う

ものとする。

(間接交付の条件)

第8条 県民児協は、第4条第2号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける単位民児協（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第9条（第2項を除く。）、第9条の2、第12条、第16条、第17条及び第18条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	市長	県民児協
	様式第3号	県民児協が定めるもの
	様式第7号	県民児協が定めるもの

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
- (3) 第4条各号の各事業の間における補助対象経費の流用のうち、いずれかの経費の額の2割を超える増減を伴うもの
- (4) 重大な内容の変更

2 第7条の規定は、変更等の承認について準用する。

(着手届の提出)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の規定により、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付することができるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第12条 県民児協は、第8条の規定により付した規則第9条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 第7条の規定は、前項の規定による市長の承認について準用する。

3 県民児協は、第1項に規定する条件に基づき、規則第9条第1項の別に定める変更等を定めるに当たっては、第9条に定める変更を定めてはならない。

(指示等の報告)

第13条 県民児協は、第8条の規定により付した規則第9条の2又は規則第18条第3項の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第14条 規則第12条に定める実績報告は、本補助金の交付に係る事業の完了した日から30日以内に行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第15条 県民児協は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第16条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)がある場合の本補助金の申請及び実績報告は、次の各号に定める方法によって行うものとする。

- (1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助対象経費から減額して交付の申請をすること。ただし、本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。)である場合又は仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- (2) 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助対象経費から減額して報告すること。
- (3) 本補助金の交付を受ける者が、実績報告書を提出した後に、申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第3号により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

(雑則)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市鳥取県民生児童委員協議会補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 6 条、第 1 4 条関係）

年度鳥取市鳥取県民生児童委員協議会補助事業計画（報告）書

- 1 事業の目的及び内容（成果）
- 2 実施計画（実績報告）書
- 3 対象経費区分
- 4 他の補助金の活用の有無を記載してください。活用が有る場合は、その補助金名、事業内容、当該補助金に係る問合せ先を記載してください。

様式第 2 号（第 6 条、第 1 4 条関係）

年度鳥取市鳥取県民生児童委員協議会補助事業収支予算書（決算書）

収 入 (単位：円)

科 目	本年度予算（決算）額					前(本)年度 予算額	備 考
	1 / 4 半期	2 / 4 半期	3 / 4 半期	4 / 4 半期	合計		
市補助金							
計							

支 出 (単位：円)

科 目	本年度予算（決算）額					前(本)年度 予算額	備 考
	1 / 4 半期	2 / 4 半期	3 / 4 半期	4 / 4 半期	合計		
計							

年 月 日

鳥取市長 様

住所

氏名

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第 第 号で交付決定のあった鳥取市鳥取県
民生児童委員協議会補助金について、鳥取市鳥取県民生児童委員協議会補助金交付要綱第
1 6 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額） 金 円
- 5 添付資料
 - (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第 1 表）の写し
 - (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
 - (4) 特定収入割合がわかる書類